

かわさき市美術展懇談会開催運営等要綱

令和4年6月9日 4川市ミ第113号局長専決

(趣旨)

第1条 この要綱は、かわさき市美術展懇談会（以下「懇談会」という。）の運営に関し、必要な基本事項を定める。

(目的)

第2条 市民文化局長は、かわさき市美術展（以下「美術展」という。）の開催にあたり、次に掲げる事項について、懇談会の委員の意見を求める。

- (1) 本市の文化振興上、より効果的な美術展とする取組に関する事。
- (2) 展示及び会場運営に関する事。
- (3) その他必要な事項に関する事。

(委員等)

第3条 懇談会の委員は、次に掲げる者の中から4名以内に就任を依頼し、構成する。

- (1) 美術作家または美術評論家
- (2) 学識経験者
- (3) 川崎市文化団体関係者
- (4) 学校美術教育関係者

2 委員の任期は、就任の日から当該年度の3月31日までとし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第4条 懇談会の庶務は、市民文化局川崎市市民ミュージアムにおいて処理する。

附 則

この要綱は、令和4年6月15日から施行する。